

嬉野第七土地区画整理事業
嬉野第八土地区画整理事業

保 留 地 売 却 実 施 要 領

(申し込みから登記までの流れ)



嬉野市役所 嬉野庁舎 建設部
新幹線・まちづくり課

〒843-0392 佐賀県嬉野市嬉野町大字下宿乙 1185 番地

TEL : 0954-27-7020

メール: machizukuri@city.ureshino.lg.jp

ホームページ



目次

1. 申し込みから登記までの流れ<概要>	1 ページ
2. 申し込み	2 ～ 3 ページ
3. 売却決定通知書の交付	4 ページ
4. 契約の締結	4 ～ 5 ページ
5. 土地の使用	6 ページ
6. 所有権移転登記	6 ページ
7. その他	6 ページ

1 申し込みから登記までの流れ <概要>

① 買受申請書の提出（申し込み）

受付時間：8：30～17：15（ただし、土・日・祝日は除く。）
受付場所：嬉野市役所 嬉野庁舎 新幹線・まちづくり課
* 郵送可、事前予約可、予約にかかる料金不要



② 売却決定通知書の交付



③ 契約保証金の納付

②の売却決定通知日から**10日以内**に当市指定の金融機関で納付していただきます（振込ではありません）。
※ 売買代金の**1割以上（10割可）**

④ 契約締結

③の契約保証金を納付された日と同日付で契約を締結いたします。



⑤ 売買代金の支払（残金分）

④の契約締結日（契約保証金納付日）から**60日以内**に当市指定の金融機関で納付していただきます（振込ではありません）。
契約保証金を10割納付された方は支払不要です。



⑥ 土地の引渡し

売買代金の支払が確認でき次第、「保留地売渡証書」を交付します。
この交付を受けた日から土地の使用ができます。



⑦ 所有権移転の登記（土地の名義変更）

登記手続きは市が行いますが、その登記にかかる費用（登録免許税）はご契約者様の負担になります。

※ ご契約者様が登記名義人になります。

【ここからは申し込みから登記までの詳細を記載しています】

2 申し込み

1. 申込資格

*次の事項に該当する方は、保留地を買い受けることができません。

- ①破産者で復権を得ない者
- ②未成年者（婚姻した者を除く）
- ③市町村民税等に滞納のある者
- ④暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員及び暴力団関係者

2. 申込制限

- ①ひとつの申し込みにつき、1画地です。
複数希望される場合は、それぞれ申し込みを行ってください。
- ②契約締結は申込者名でさせていただきます。

3. 申込受付

受付期間：8：30～17：15（ただし、土・日・祝日は除きます）

受付場所：嬉野市役所 嬉野庁舎 新幹線・まちづくり課

*郵送可、事前予約可、予約にかかる料金不要

*虚偽の申し込みをされた場合、無効となります。

【個人でのお申込み必要書類】

- (1) 保留地買受申請書
- (2) 身分証明書 → ※運転免許証などではありません。本籍地の市町村役場の窓口で取得してください。原則、本人の取得です。
- (3) 住民票 → お住まいの市町村役場の窓口で取得してください。
- (4) 市町村民税の未納がない旨の証明書
→ お住まいの市町村役場の窓口で取得してください。
- (5) 確認事項（お客様チェック）

*共有名義をご希望の方

連名でお申込みください。

共有者全員の方が申し込み資格を有していることが必要です。

- (1) 共有名義用保留地買受申請書
- (2) 共有しようとする方全員の 身分証明書、住民票、納税証明書
- (3) 申込者と共有しようとする方との関係を明らかにする書類
戸籍謄本等 ※世帯全員の住民票の続柄欄で確認できる場合は、省略することができます。


*共有名義人は、配偶者・親子・兄弟姉妹を原則とします。

【法人でのお申込み必要書類】

- (1) 保留地買受申請書
- (2) 登記簿謄本
- (3) 市町村民税の未納がない旨の証明書
- (4) 確認事項（お客様チェック）

※買受申請にかかる様式は、市のホームページからダウンロードできます。

嬉野市 保留地

検索 

3 売却決定通知書の交付

必要事項を審査後、申請者の方へ「保留地売却決定通知書」を交付します（郵送）。

4 契約の締結

1. 契約締結及び契約保証金の納付

① 契約保証金の納付および契約締結の期限

保留地売却決定通知日から **10 日以内**に契約保証金の納付及び契約締結をしていただきます。

② 契約保証金

契約保証金として**売買代金の 1 割以上（10 割可）**を、当市指定の金融機関で納付していただきます（振込ではありません）。

この保証金は、売買代金に充当します。

保証金の納付書は、売却決定通知とあわせてお送りします。

③ 契約時にご用意いただくもの

- (1) 保留地売買契約書 2部
- (2) 契約保証金の領収書（コピー）
- (3) 収入印紙 *売買代金によって印紙税額は違います。
- (4) 印鑑（実印）
- (5) 印鑑登録証明書

※共有名義を希望される方は、次のものを併せてご用意ください。

- 共有持分明示申出書
- (4) については、共有しようとする方全員分

令和 2 年 4 月～令和 4 年 3 月

契約金額	印紙額
500 万円を超え 1,000 万円以下	5 千円
1,000 万円を超え 5,000 万円以下	1 万円

④ 契約の解除

契約が解除された場合、土地を原状に回復して返還いただきます。
また、契約保証金については還付されませんので、ご注意ください。

*売買代金に契約保証金を充当されている場合、契約保証金を
除いた代金を還付します。

2. 売買代金の納付

契約締結の日から **60 日以内**に売買代金（契約保証金を除いた額）を納付
していただきます。

当市指定の金融機関で納付していただきます（振込ではありません）。

【当市指定の金融機関】

- ① 佐賀銀行 本店 各支店
- ② 嬉野市内の銀行・信用組合・信用金庫の本店・支店
- ③ 佐賀県農業協同組合（JA）の本所・支所
- ④ 九州管内郵便局（沖縄県を除く）

5 土地の使用

- ① 土地は現状での引渡しとさせていただきます。
- ② 土地の使用開始は、契約者が売買代金を完納し、契約者へ「保留地売渡証書」の交付した日からになります。
- ③ 土地の引渡し後、敷地及びその境界は買受者が管理することになります。

6 所有権移転登記

契約者（申請者）が登記名義人になります。

所有権移転登記（土地の名義変更）は、市が行いますが、登記に必要な費用（登録免許税等）は、契約者の負担となります。

登録免許税は、税額分（土地評価額の 1.5%）の収入印紙の購入および提出になります。

7 その他

契約解除

契約者が「嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第七土地区画整理事業保留地処分規則」「嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第八土地区画整理事業保留地処分規則」に違反したとき、又は契約を履行しないときは、契約を解除されることがあります。

この場合、既納の売買代金は還付します。

但し、同規則第 13 条及び第 19 条第 4 項の規定により、契約保証金は市に帰属され、還付されませんのでご了承ください。